

令和2年第1回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和2年3月12日(木)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	3月12日 午前9時00分宣告(第3日)			
応 招 議 員	1番	山 岸 美登利	2番	板 倉 浩 幸
	3番	飯 田 雅 広	4番	石 原 裕 介
	5番	水 野 智 見	6番	戸 谷 裕 治
	7番	伊 藤 俊 一	8番	黒 川 勝 好
	9番	中 村 英 子	10番	佐 藤 茂
	11番	吉 田 正 昭	12番	奥 田 信 宏
	13番	安 藤 洋 一	14番	高 阪 康 彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政推進策室	室長	黒川 静一	次長兼 ふるさと 振興課長	伊藤 保光
	総務部	部長	浅野 幸司	次長兼 税務課長	鈴木 孝治
		総務課長	戸谷 政司		
	民生部	部長	寺西 孝	次長兼 健康推進 課長	佐藤 正浩
		住民課長	中村 和恵	子ども 課長	舘林 久美
		保険医療 課長	不破 生美	介護支援 課長	後藤 雅幸
	産建設業部	部長	伊藤 保彦	次長兼 土木農政 課長	伊藤 光彦
		次長兼 まちづくり 推進課長	肥尾建一郎		
	上下水道部	次長兼 水道課長	伊藤 和孝	水道課長	伊藤 和光
消防本部	消防長	伊藤 啓二	次長兼 消防署長	山田 靖	
教育委員会 教育事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	鈴木 敬	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議事会局	局長	小島 昌己	書記	飯田 和泉
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 請願の取下げについて
- 日程第2 議案第7号 蟹江町表彰条例の一部改正について
- 日程第3 議案第8号 蟹江町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第9号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第10号 蟹江町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第11号 蟹江町職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第12号 蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第8 議案第13号 蟹江町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第14号 蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第10 議案第15号 蟹江町心身障害者扶助料支給条例の一部改正について
- 日程第11 議案第16号 蟹江町介護保険条例の一部改正について
- 日程第12 議案第17号 蟹江町指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第13 議案第18号 蟹江町観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第19号 蟹江町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第20号 蟹江町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第16 閉会中の所管事務調査及び審査について

○議長 安藤洋一君

皆さん、おはようございます。

定刻までにご参集いただきまして、ありがとうございます。

本日は、令和2年第1回蟹江町議会定例会の最終日でございます。ご協力をよろしく願います。

お手元に、「議会運営委員会報告書」、「請願取下げ願」、「総務民生、防災建設の各常任委員会審査報告書」、また、行政報告に係る資料が配付してあります。

本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持込みを許可しております。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態で使用していただきますようお願いいたします。

また、傍聴される皆様にもお願い申し上げます。議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は電源をお切りいただくか、設定をマナーモードにしていただきますようご協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、去る3月10日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 中村英子さん、ご登壇ください。

(9番議員登壇)

○議会運営委員長 中村英子君

おはようございます。

3月10日に行われました議会運営委員会についてご報告させていただきます。

資料を御覧いただきますようお願いいたします。

1番目といたしまして、意見書の審議結果についてであります。

1番ですが、継続審議することになった意見書が2件ございます。アは、中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書、イ、加齢による難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書、以上2件が継続となっております。

2番目は、不採択となった意見書ですけれども、4件ございますが、お目通しをいただきたいと思っております。

2番目、令和2年第2回6月定例会の日程についてです。

別紙をご覧ください。

まず、議会運営委員会ですが、5月27日となっております。開会6月4日でございます。

5日全員協議会、11日常任委員会ということです。それから、16日、17日、18日という部分ですが、今定例会で行われませんでした代表質問を16日に予定をしております。17日、18日は通常どおりの一般質問を行います。都合、3日間の日程となっております。

そこで、代表質問をされる方と一般質問をされる方なんですけれども、重ならないという

ことですので、どちらかで質問をしていただきたいということになりましたので、代表質問する方は代表質問のみ、一般質問をする方は一般質問のみという取扱いをお願いをしたいと思います。

閉会日は6月24日ということです。一応このような会期予定表となっておりますので、よろしく申し上げます。

続きまして、3番目ですが、行政報告についてであります。

今、大変問題になっております新型コロナウイルス感染症に関する対応についてということで、この後、町長より行政報告があるということですので、お願いします。資料も添付されているということでもあります。

4番目ですが、公立小・中学校における喀痰吸引に必要な器具の確保処分義務付け等請求事件についてということです。これ裁判をしているものなんですけれども、議会事務局長よりご説明がありました。この件につきまして、裁判所のほうから裁判所に基づく和解の提案が行われているところではありますが、相手方、原告からの回答がないということで、今定例会では取り上げることができないというご説明がございました。

5番、その他ですが、1といたしまして、6月議会の議案説明会でございますが、5月20日水曜日、午前9時より3階協議会室ということになっております。

2番目、タブレット関連についてです。本日の本会議が終了後、協議会室におきまして、業者からタブレット関連の説明を受けることといたします。これもちょっと12日の業者のほうの日程がどうだろうということありましたが、都合を合わせていただくということになりましたので、議員の皆様には本会議終了後お願いいたします。

3番目ですが、愛知県後期高齢者医療の広域連合議会議員の立候補についてですが、令和2年は輪番制によりまして、蟹江町から選出されるという予定になっております。これは従来の慣例によりまして、総務民生常任委員長である吉田議員を推薦したいということです。例年ですと直近の5月の議会で推薦を決めさせていただいておりましたが、今回そのような臨時議会も予定されておられませんので、この3月の終了をもちまして吉田議員を推薦しますよということを皆さんにご了解をさせていただきたいということでもあります。

4番目、代表質問の通告についてですが、先ほども申し上げましたように6月に代表質問を行います。行いますが、今定例会に出されております質問書、通告書というものは閉会をもちまして効力を失ってまいりますので、6月定例会では新たに通告書を提出していただくということになります。同じものでも結構ですし、内容が違って結構ですけども、一応新たにそれぞれ出していただくと、そういうことになっておりますので、そのようにお願いをいたします。

以上、ご報告申し上げます。

(9番議員降壇)

○議長 安藤洋一君

どうもありがとうございました。

ここで、町長より行政報告の申出がありましたので、許可いたします。

○町長 横江淳一君

改めまして、皆さんおはようございます。

議長にお許しをいただきました貴重な時間でございます。行政報告をさせていただきたいと思っております。

この議会の開会日、3月4日に第1回目の新型コロナウイルスに関する対応についての行政報告をさせていただきました。本日は、3月12日時点の対応についての現状の状況について、まずお話をさせていただきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症の患者は、依然として増加傾向にあります。愛知県におきましては、既に北海道が非常事態宣言を出した時点での感染者数を超えてございます。感染経路が不明な患者も複数出ていることから、いつ町内で感染者が出てもおかしくないという危機的状況でございます。十分に警戒する必要があると認識をしております。

当町の対応でございますけれども、当町では、町内での感染発生に備えて、重症化しやすい高齢者や基礎疾患のある方への感染を防ぐために、3月16日までの間、町に関連する事業の中止、そして延期、公共施設等の原則休館などの決定をし、町民の皆様にご協力を今現在いただいております。

また、小・中学校におきましても、3月2日から春休みまで臨時休業の措置を講じるとともに、共働き世帯に配慮する観点で、学童保育や自主登校教室の受入れ開始をさせていただいております。ご利用の状況につきましては、先ほどお配りをいたしましたお手元の資料を参照していただけるとありがたいというふうに思います。

今後の取組みでございます。

3月9日、政府の専門家会議におきまして、感染拡大をめぐる国内の状況について、依然として警戒を緩めることはできないとする見解が発表をされました。また、イベント自粛など感染防止措置については、様々な対策の効果に関するデータが集まる19日頃までは自粛が必要との認識が示されました。おおむね10日間の延長であります。したがって、イベントの自粛等につきましては、19日をめどに要請を継続するか否かが判断されるとされました。

さらに、新型インフルエンザ対策特別措置法、今現在、審議をされておりますが、の対象に新型コロナウイルスを追加する改正法案を閣議決定をされました。そして、これは衆議院の内閣委員会で11日に賛成多数で可決をされ、12日、今日、衆議院、そして13日に参議院で成立をする予定という、そういうチラシが来てまいりました。14日に施行する予定ということで、現在、我々のほうには通知をいただいております。

これを受けまして当町では、昨日、第5回目の新型コロナウイルスの感染症対策本部会議

を開催をさせていただきました。現時点で感染終息の見通しが立たないことから、行事等の開催自粛及び公設施設の原則休館の期間を3月31日まで延長することと決定をいたしました。ただし、状況の変化に応じて、国・県ともしっかりと連携をしながら、早めに終わらせることも一つの選択肢として持っています。町民の皆様方におかれましては、大変ご不便をおかけいたします。感染拡大防止に向け、ご理解とご協力をお願いをしたいと思います。

町といたしましては、引き続き、流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であると認識をしております。今議会におきましても、町民の生活に直結する新年度予算案など重要案件が採決できなくなる不測の状態に備え、会期の短縮など速やかに議員各位には対応させていただきましたことを感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。引き続き、この緊急事態を、議員各位、町民の皆様とともに連携をし、オール蟹江町で感染拡大の防止に向けて全力で取り組んでまいります。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長 安藤洋一君

これで行政報告を終わります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

○議長 安藤洋一君

日程第1 「請願の取下げについて」を議題といたします。

去る3月4日の本会議において、防災建設常任委員会へ付託されました請願第1号「JR蟹江駅南の開発に関する請願書」について、お手元に配付のとおり取下げの申出がありました。

お諮りいたします。

本請願の取下げを承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、本請願の取下げを承認することに決定いたしました。

○議長 安藤洋一君

日程第2 議案第7号「蟹江町表彰条例の一部改正について」

日程第3 議案第8号「蟹江町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」

日程第4 議案第9号「昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正について」

日程第5 議案第10号「蟹江町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」

日程第6 議案第11号「蟹江町職員等の旅費に関する条例の一部改正について」

日程第7 議案第12号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」

日程第8 議案第13号「蟹江町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」

日程第9 議案第14号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」

日程第10 議案第15号「蟹江町心身障害者扶助料支給条例の一部改正について」

日程第11 議案第16号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」

日程第12 議案第17号「蟹江町指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の一部改正について」

日程第13 議案第18号「蟹江町観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」

本12案は総務民生常任委員会に付託されております。

委員長より審査結果の報告を求めます。

総務民生常任委員長 吉田正昭君、ご登壇ください。

(11番議員登壇)

○総務民生常任委員長 吉田正昭君

それでは、報告させていただきます。

総務民生常任委員会に付託されました12案件につきまして、去る3月5日に委員会を開催し、委員全員出席の下、審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

まず、付託案件の審査順序について、最初に総務部に関する4案件、議案第7号、議案第9号、議案第10号、議案第11号の審査を行い、続いて政策推進室に関する1案件、議案第18号の審査を行い、続いて民生部に関する7案件、議案第8号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号の審査を行うこととしました。

最初に、議案第7号「蟹江町表彰条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、特別職の非常勤の人はどういう方が対象となるのかという内容の質疑がありました。これに対し、9月議会での地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備により、非常勤特別職から除かれた嘱託員、環境美化指導員が引き続き表彰の対象となるように条例改正をするという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、議案第7号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号「昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、そもそもの条例の意味が分からないので説明をとという内容の質疑がありました。これに対し、昭和64年1月7日以前に職員だった者に対して適用される懲戒処分の免除等に係る条例である。職員の中には、それ以前から働いている者がいるので、いまだに条例が残っているという内容の答弁がありました。

次に、対象となる職員は今までののかという内容の質疑がありました。これに対して、今認識している中では対象となった職員はいないという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、議案第9号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号「蟹江町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、もう少し詳しく補償額・基準額の説明をお願いしたいという内容の質疑がありました。これに対し、給与の基準額は地方公務員災害補償法の中で規定されているものに従い基準を出す。対象となるのはフルタイムの会計年度任用職員で、蟹江町には該当はないが、条例だけは事前に改正するものであるという内容の答弁がありました。

次に、議員の公務とはどういうものかという内容の質疑がありました。これに対し、公務上、何かの仕事に行った場合は全て対象となる。委員会にお越しいただいた今日の行き帰りや町議会議員として公務上会議に参加される場合は、原則公務災害の適用となるという内容の答弁がありました。

次に、視察は公務対象かという内容の質疑がありました。これに対し、あくまで議員活動の一環として議長や委員長の指示で出向かれる場合は公務になるという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第10号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号「蟹江町職員等の旅費に関する条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、質疑、討論もなく、議案第11号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号「蟹江町観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題としました。

質疑に入ったところ、観光協会の事務局を祭人の2階に移動するが、使用料は発生するののかという内容の質疑がありました。これに対し、行政財産使用という形で観光協会から町に申請し、許可を出すという手続きになる。使用料については無料と考えているという内容の答弁がありました。

次に、多目的室のこれまでの利用実績はどれくらいかという内容の質疑がありました。これに対し、平成30年度は使用件数は87件、使用料を頂いたものは28件、免除59件。今年度は使用件数62件、使用料を頂いたものが11件、免除は51件であるという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案

第18号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号「蟹江町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」を議題としました。

補足説明の後、質疑に入ったところ、成年被後見人も印鑑登録ができるようになるという解釈すればいいかという内容の質疑がありました。これに対し、今までは成年被後見人は印鑑登録ができなかったが、これからは意思表示があれば後見人と共に来庁していただけるようになるという内容の答弁がありました。

次に、住民票の整理で備考欄に記載とあるが何が変わっているのかという内容の質疑がありました。これに対し、外国人の方が住民票の登録をするときに、アルファベットで登録をするが片仮名表記を希望したときに、備考欄に片仮名表記をすることになるという内容の答弁がありました。

次に、意思表示はどのように判断するのかという内容の質疑がありました。これに対し、後見人がついていること、申請書を自分で書くことができるかどうかを判断するが、難しい判断になると思うという内容の答弁がありました。

次に、印鑑証明を取りに来る際に、原則後見人と同席しないといけない決まりはあるのかという内容の質疑がありました。これに対し、印鑑証明はカードであれば誰でも取ることができる。悪用されることはないと言い切れないという内容の答弁がありました。

次に、成年被後見人が以前に登録している印鑑があり、新たに印鑑登録をしに来た際に履歴は分かるのかという内容の質疑がありました。これに対し、成年被後見人になられたときに印鑑登録は職権で廃止する。履歴を確認することは可能であるという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第8号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題としました。

補足説明の後、質疑に入ったところ、法定外繰入を実施している市町村は、来年度以降、保険者努力支援制度の交付金をマイナス評価するとあるが、これについて説明してほしいという内容の質疑がありました。これに対し、今までは赤字補てんの繰入れをせず、実施しているところに対し35点プラスの配分があったが、来年度から法定外繰入を実施して、歳入の削減の取組みが進まない自治体にはマイナス30点という評価が導入されることになっているという内容の答弁がありました。

次に、それを基に蟹江町はどうなってくるのかという内容の質疑がありました。これに対し、蟹江町は法定外繰入をしていないので、現状は35点プラスの配分がされている。赤字補てんという自治体でも削減の取組みをしっかりとしていれば、少ないマイナスポイントで収まるという内容の答弁がありました。

次に、今回の改正モデルケースではほとんど年金生活者、低所得者でも保険料が引き上げられている。それをどう捉えたらいいのかという内容の質疑がありました。これに対し、年金をもらっている方でも1世帯8%ぐらい上がるというモデルを出しているが、標準保険税率と見比べたときに、均等割については高くしたくないという思いがあるので、県の保険税率4万9,606円に対し4万円で抑えている。その代わりに、1世帯当たりの世帯割は、標準保険税率が3万2,580円だが、3万5,000円と上乘せした。全ての方にかかる基礎分と後期高齢者分については抑えたいという気持ちがあったため、標準保険税率に対し抑えたという内容の答弁がありました。

次に、資産割を減らしてきている。今後、資産割をゼロにすると県の標準保険税率にもっていくのか、方向性を教えてほしいという内容の質疑がありました。これに対し、蟹江町においては、令和6年度に資産割をゼロにしたいという方向性は決まっている。その後標準税率に近づけたいという気持ちもあるが、今後の国の動向を注視し設定していきたいという内容の答弁がありました。

次に、資産割はある程度余裕のある人が持っているものだから必要であると思う。安定した資金はどうしても必要だと思うが、ゼロにしていく方向は違和感があるという内容の質疑がありました。これに対し、本来各都道府県で統一した保険料を設定するのが国の考えで、これに沿って県も行っている。他の自治体でも同じだが、今まで4方式だったものを3方式でやっていくので、蟹江町としても愛知県の一自治体として他の自治体と足並みをそろえてやっていかないといけないというところであるという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、反対討論として、低所得者に配慮したとあるがほとんどのモデルケースで値上げになっており、もう少し低所得者の軽減を取り入れるべきと考え反対するという内容の討論がありました。これに対し、賛成討論として、愛知県下の各自治体が一丸となり、制度の運営に当たっている中での改正であり、収納率を上げる努力もしている。均等割を抑える等、町としても努力している部分もあり、今後の国民健康保険財政の健全な運営のためにも必要な改正であると考え賛成するという内容の討論がありました。

賛否を求めたところ、議案第12号は賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号「蟹江町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」を議題としました。

補足説明の後、審査に入ったところ、質疑、討論もなく、議案第13号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題としました。

補足説明の後、質疑に入ったところ、昨年10月からの幼児教育無償化に伴う改正だが、

内容の説明をもう一度お願いしたいという内容の質疑がありました。これに対し、今回の条例改正については、3歳以上のお子さんには利用料を徴収していたが、それが廃止となり、副食費を徴収することを入れた。また、3歳児未満については非課税世帯について保育料が無償化になったことを記載しているという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、議案第14号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号「蟹江町心身障害者扶助料支給条例の一部改正について」を議題としました。

補足説明の後、審査に入ったところ、質疑、討論もなく、議案第15号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」を議題としました。

補足説明の後、質疑に入ったところ、昨年の6月議会では消費税の増税に伴う軽減のうち半年分を実施した。今回は1年度分の軽減を実施するという内容の質疑がありました。これに対し、今回は1年間の完全実施という理解でよいという内容の答弁がありました。

次に、蟹江町は他の自治体よりも軽減が進んでいると思うが、元の基準に代わった場合、今後どうしていくのかという内容の質疑がありました。これに対し、今の段階では明言するのは難しいが、例えば軽減の率を変えるなど調整は必要ではないかと考えている。他の自治体と違うという意見があるのも事実である。他の段階の皆さんとの整合性を取りながら、これから考えていく時期は来るのではないかと理解していただきたいという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第16号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号「蟹江町指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題としました。

補足説明の後、質疑に入ったところ、今後、蟹江町で特別養護老人ホームはどうなっていくのか。介護保険料値上げに向かう可能性もある。特別養護老人ホームが2つしかないという状況でどうしていいのか考えはあるかという内容の質疑がありました。これに対し、来年度、第8期の介護計画策定の年に該当する。地域密着型の特別養護老人ホームの整備も1つの案件として投げかけたい。保険料に影響することもあるので慎重に審議をしながら考えていきたいという内容の答弁がありました。

次に、基準を緩和することで介護士の不足等も緩和できるのかという内容の質疑がありました。これに対し、国は個室を勧めているが、介護士にとっては多床室があったほうが職員も回しやすい。定時の見回りといった業務については負担軽減が図られるのではないかと

う内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第17号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告に代えさせていただきます。

(11番議員降壇)

○議長 安藤洋一君

以上で委員長報告を終わります。

これより、議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第2 議案第7号「蟹江町表彰条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第3 議案第8号「蟹江町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第4 議案第9号「昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第5 議案第10号「蟹江町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第6 議案第11号「蟹江町職員等の旅費に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第7 議案第12号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉です。

議案第12号の「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」に反対の立場から討論をさせていただきます。

今回の改正は、平成30年度に県単位化になって2回目の国保税の見直しであります。それで、前回もそうなんですけれども、今回特にモデル世帯の賦課状況でも、先ほど委員長の報告でもあったとおり平均8%引き上げられる保険税率となっております。ここで、低所得者に十分配慮するような結果にもなっていないと考えますし、法定外繰入7,000万円一般会計から行っておりますが、令和6年までに標準保険税率に見直し、標準の保険税率にもっていく、また法定外繰入をなくしていくという国・県からの要望ですが、引き続き法定外繰入については、自治体の判断でも行えますので行っていただきたい。

また、国保の構造上の問題の解決については、国・県からの公的な資金の注入、これがどうしても不可欠だと思いますので、よってこの今回の議案について反対をいたします。

○議長 安藤洋一君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○5番 水野智見君

5番 新風 水野です。私は賛成の立場から討論申し上げます。

今回提案されています「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」は、平成30年度の国保制度改正を受け、愛知県下の各自治体が一丸となり、適切な国保制度運営に当たっている中での改正であります。

委員会においても、町長のほうより収納率を上げる努力をしている。また、課長のほうからも均等割、人数割に関しては県の指示よりも抑えるように努力をしているという説明もありました。

町としても、国民健康保険財政の健全な運営のためにも必要な税改正であると考えますの

で、賛成いたします。

○議長 安藤洋一君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第12号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第8 議案第13号「蟹江町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第9 議案第14号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第10 議案第15号「蟹江町心身障害者扶助料支給条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第11 議案第16号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第12 議案第17号「蟹江町指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第13 議案第18号「蟹江町観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第14 議案第19号「蟹江町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」

日程第15 議案第20号「蟹江町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」

本2案は防災建設常任委員会に付託されております。

委員長より審査結果の報告を求めます。

防災建設常任委員長 石原裕介君、ご登壇ください。

(4番議員登壇)

○防災建設常任委員長 石原裕介君

防災建設常任委員会に付託されました3案件につきまして、去る3月5日に委員会を開催し、委員全員出席の下、審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

まず、付託案件の審査順序について、最初に上下水道部に関する2案件、議案第19号、議案第20号の審査を行い、続いて請願第1号の審査を行うこととしました。

最初に、議案第19号「蟹江町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、会計年度任用職員も賠償の責任対象になるのかという内容の質疑が

ありました。これに対し、蟹江町ではパートタイムを採用している。フルタイムと同様に賠償責任が生じると認識しているが、別途確認し、後ほど返答するという内容の答弁がありました。

次に、地方自治法第243条の2では、各市町で規則で指定したものとなっており、新しく採用した人たちも規則で定め、対象となるか町が決めることになると思うが、これからそれを決めていくのかという内容の質疑がありました。これに対し、規則で定めることについても、パートタイム・フルタイムの違いがあるが、フルタイムになったときに規則を定め、賠償責任をかけることになるかと思うが、趣旨の確認が取れていないため改めて回答するという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、議案第19号について討論を求めたところ、討論もなく、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号「蟹江町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、質疑、討論もなく、議案第20号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

請願第1号「JR蟹江駅南の開発に関する請願書」は取下げ願が提出されたため、審査打ち切りとなりました。

以上、報告に代えさせていただきます。

(4番議員降壇)

○議長 安藤洋一君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第14 議案第19号「蟹江町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

今、委員長報告からあったんですが、改めて回答するが多数あったんですけども、それって結果ってもう分かったんでしょうか。

お願いいたします。

○防災建設常任委員長 石原裕介君

まだ、回答のほうは報告いただいております。

○2番 板倉浩幸君

それで、審査して、可決したということで捉えればいいですか。

○防災建設常任委員長 石原裕介君

この質疑に当たったときに、この一部改正についての問題ではなく、それにちょっと違う話として質疑に入ったということでしたので、その回答についてはまた後ほどいただくという形で、委員会のほうは終わりました。

○2番 板倉浩幸君

要するに、今回の改正にはない質疑だったから、後で回答するというところで捉えればいいのか。

○議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第15 議案第20号「蟹江町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第20号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第16 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により閉会中の所管事務調査及び所管事務審査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに決定いたしました。

○議長 安藤洋一君

これで、本定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

以上で、令和2年第1回蟹江町議会定例会を閉会いたします。

(午前9時58分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会議長

安藤洋一

10番 議員

佐藤 茂

11番 議員

吉田正昭